

## 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第21項」を「同条第24項」に改める。

別表第1 沖縄県立北部病院の項中「救急科」を「救急科 歯科口腔<sup>くわう</sup>外科」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

北部圏域における医療機能の強化を図るため県立北部病院に歯科口腔外科を新設する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。